

ベネズエラ・ボリバル共和国憲法(和訳)
Constitución de la República Bolivariana de Venezuela
- Traducción al Idioma Japonés -

Fuente: “CONSTITUCIÓN DE LA REPÚBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA CON EXPOSICIÓN DE MOTIVOS, conforme a la Gaseta Oficial N° 5.453 Extraordinario de fecha 24 de marzo de 2000”, Vadell hermanos Editores, C.A., 2000

Traducido por: Dr. Okabe, Fuminobu (Universidad de Soka, Facultad de Derecho)
Lic. J. Alberto Matsumoto
(Consultora Idea Network, Maestría en Derecho Laboral-
Universidad Nacional de Yokohama)

Revisión a cargo de la Dra. Sato, Miyuki (Universidad de Kyorin, Facultad de Políticas Públicas, Profesora de Derecho, Constitucionalista especializado en Derecho Latinoamericano y Constitución de la República Federativa de Brasil)

TOKIO, Diciembre, 2006-

1968年以来、比較的安定した二大政党制の下にあったかのように見えたベネズエラは、1998年末の大統領選で異変が起こった。両政党にすくい上げられることのなかった低所得大衆を主たる支持基盤として、ウゴ・チャベスが当選したのである。チャベス大統領は、二大政党制下の汚職や司法の腐敗を厳しく糾弾し、憲法制定議会を開催し、1999年12月、新憲法を成立させた。2000年のこの憲法の下での新選挙でも当選したチャベスは、従来禁じられていた連続再選を可能としたこの憲法により再び選挙に臨み、2006年12月に再選された。

この「ベネズエラ・ボリバル共和国憲法」には、興味深い試みが随所に見られる。ベネズエラの国名は「ベネズエラ・ボリバル共和国」と変えられた。107条は、独立の英雄ボリバルの思想の教育は義務であるとする。「ベネズエラ的特性」という言葉が繰り返し用いられているところにも、国家的自負が窺われる。

しかし私にとって最も興味を惹かれるのは、その統治の仕組みで、直接民主制的な道具の多用である。同憲法は、大衆を支持基盤して既成権力に対抗するという発想から、直接民主制的手段を多く用いている。前文で抽象的に謳われている国民参加とそのイニシアチブの確立は、本文で具体的に展開される。広くすべての選挙職について、罷免の国民投票を認めており、対象は大統領にも及ぶことが明示されている。議員も国民投票により罷免されうるし、法律も国民投票により廃止されることができる。また、共和国の重大問題について、諮問的国民投票に付することができる。国民発案制度も様々に用いられ、法案も憲法改正も、一定数の国民によっても発議されうる。他方、国民を統治の主体とする直接民主制度に対応して、国民に対して、憲法の遵守や、文化的価値への敬意を義務として要求している。私人にも社会への奉仕義務が課され、参加の権利の反面として、参加の義務が課されている。

また、大統領、そして行政権と議会の関係も、注意を払うに値する。元首であり行政権の最高機関でもある大統領は、議会の解散権をもつ。議会からの不信任決議や弾劾の対象はならないが、国民投票によって罷免される可能性がある。大統領は副大統領や各省大臣の任免権をもち、閣僚会議を主催し、その決定を批准（承認）するが、この閣僚会議の決定に責任を負うのは副大統領と各省大臣である。副大統領には行政府と国会の間の連携の役割をもち、各省大臣は国会に出席し発言する権能をもつ。副大統領と各省大臣は国会の不信任決議の対象となる。

行政府の機関である公務員の逸脱に対する監視と制裁について、かなりの注意が払われているのも特徴的である。公務員による権利侵害に対する国の賠償責任が複数の条文で重畳的に規定されているのみならず、公務員の個人責任についても明示されている。公務員の説明責任に関連して、内部で情報を選択し、官庁にとって不利な情報を秘匿することを防ぐため、情報を提供する公務員に対する内部「検閲」を禁じている。

公務員の逸脱の追求は、人権擁護と裏腹の関係となっている。立法・行政・司法の三権に加えて、市民擁護権と選挙管理権が並列され、形式的には五権分立制が採用されている。市民擁護権を担う機関として、民衆擁護局と共和国倫理評議会が設けられているが、前者は行政サービスを監視し、制裁の働きかけを行い、人権侵害に対する救済や、侵害公務員の訴追を求める。市民擁護権をもつもう一つの機関である共和国倫理評議会

は、とくに行政倫理の維持のために違反公務員に警告・制裁・強制措置を行い、加えて愛国心や公德心を育成する教育を奨励する。

司法権に関しては、司法の頂点に立つ連邦最高裁判所は、大統領の背任を裁く権能を与えられ、違憲立法審査権をもち、民衆擁護局の監督・監視も行う。このような強力な権限の反面、かつての二大政党政治下における司法運営に対する反発の故に、裁判権も市民に由来するとされ、連邦最高裁判所の裁判官の選出には、民意の反映を含めた複雑な仕掛けが設けられている。また司法権に対する目は厳しく、例えば訴訟の遅延を招いた裁判官は個人責任を追求される。国会の国政調査権は、他権力を尊重するとは言いながら、裁判所に対しても強く及ぶ。

国会とその構成員のあり方もまた、独特である。国民の代表者から構成される国会は、連邦制が採用されているにもかかわらず一院制である。国会議員については、命令委任が否定される一方で、選挙区とのつながりが明記され、有権者に対して責任を負うとされる。この責任としては、単に次の選挙による禊ぎにとどまらず、選挙区の有権者に毎年報告を行う義務を課している。国会議員もまた、国民投票により罷免される。

なお、この憲法では、先住民への配慮が目立つ。先住民には、3名の国会議員枠が確保されている。部族語も言語も公式言語と認められ、先住民には独自の自治的裁判権が与えられている。

最後に、形式的な事柄についての指摘をしておく。スペイン語はロマンス語の例にもれず、名詞は男性と女性に分かれる。男性が要職を占めてきた歴史に鑑み、また、文法上、男性形優位が働くことから、職について男性形のみで示されるのが通例である。しかし、この1999年憲法では、煩を厭わず、徹底的に男性形と女性形の両者を併記し、例えば大統領はPresidenteとPresidentaとを並べている。これは、大統領をはじめとする要職への女性の登場の可能性を示すという側面をもつと同時に、抽象概念である職にまでも男女の区別という発想を及ぼしているともいえる。訳文からは読み取れないことであるので、ここに記しておく。

この翻訳・監修作業の過程で協力して下さったアルベルト松本さんと岡部史信先生とは、作業中、かなりの量のメールを交わし、また会合を開き、お互いの理解や意見の違いを確認し、調整し合った。極めて限られた時間の中で、ほぼ予定通りに作業を進行させ、完成させることができたのも、お二人が効率的かつ柔軟にスケジュールを組んで下さったことによる。この翻訳は、共同作業ならではの議論の成果ということができる。

ベネズエラ大使館には、このような実に面白い素材と向き合う機会を与えてくれたことに感謝の意を表したい。世界が注目しているこの国の憲法運営に、今後も注目してゆきたいと思う。

<監修者略歴>

佐藤美由紀

1999年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（基礎法学・イベロアメリカ法専攻）

同科専任講師

2003年杏林大学総合政策学部専任講師

2004年 同学部助教授

単著『ブラジルにおける違憲審査制の展開』東京大学出版会（2006）

共同監修『現代ブラジル事典』新評論（2005）

翻訳者から一言

アルベルト松本、岡部史信

1. 翻訳作業の担当

この「ベネズエラ・ボリバル共和国憲法」の翻訳は、アルベルト松本、佐藤美由紀、岡部史信の3人が、2006年10月中旬から12月上旬までの約1ヵ月半で下訳を行い、その後12月一杯まで調整して完成させたものである。

下訳作業では、松本が、第4編・第5編・第6編を担当し、岡部が前文・第1編・第2編・第3編・第7編・第8編・第9編・廃止規定以下を担当するとともに、全体の文体調整を行った。その後の調整作業では、佐藤が逐条的に全体を点検・修正するとともに、3人で翻訳上・解釈上の疑問点などを検討し、また主として松本による憲法全体及び各条文の背景調査（このうち、いくつかのものは「訳者註解」として巻末に掲載した）を行い、最終的に岡部が法文の形式を整えた。

2. 翻訳に際しての留意点

1) 底本 今回の翻訳に際しては、当初はインターネットから取り出した資料その他の情報源からの資料を元に作業を開始していたが、それぞれに資料に、表現形式だけでなく、内容についても食い違いが見られたため、入手した資料の中での最新版である、凡例でも示した、CONSTITUCIÓN REPÚBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA con exposición de motivos Según la Gaseta Oficial N° 5.453 Extraordinario del 24 de marzo de 2000, Vadell Hermanos Editores, C.A., 2000 を使用して最終的な調整を行った。

2) 表現形式の整理 表現の仕方や接続詞については、意図的とは思われない不統一が憲法全体に散見される。このため、内容に直接影響を及ぼさない箇所、例えば「de conformidad con ～」や「conforme a ～」などはともに「～に従い」とし、また、「y」や「o」についても可能な限り省略し、例えば「un Estado democrático y social」を「民主的社会的国家」、「participativa y protagónica」を「国民参加・主導的」などのように、一語としてまとめたほうが分かり易いと思える箇所は一語に、並列的に表記するほうが分かり易いと思われる箇所はナカグロを使用した。

3) 外来語その他の片仮名表記 日本語の文献では、例えば、「ボリーバル」、「マルガリータ」などのように、アクセントの母音を伸ばして表記してあるものも見られるが、今回の翻訳では、「ボリバル」、「マルガリタ」のように短く表記することにした。

4) 固有の名称における日本語の選択 例えば「実験的国立大学」、「司法職応募委員会」などの日本語の選択は、そうしたものがどのような機能を果たしているかを可能な限り調査し、その上で最もそれを表現するのに適切と思われるものをあてておいた。また、例えば「el Defensor del Pueblo」には「護民官」という日本語をあてはめてある文献も多いが、歴史的に付着している意味と混同させないように、あえて「民衆擁護官」と表現した。さらに、片仮名の使用は極力避けるべきであることはいままでもないが、例えば「アンパロ」は、単に「憲法訴願」としてしまうことには抵抗があったため、ラ

テンアメリカでの制度という意味をこめて、あえて片仮名にしておいた。

5) 表現上の留意点 底本の表現を可能な限り忠実に翻訳するように心がけたが、代名詞で表現されている部分について、あえて意味を分かり易くするために固有名詞に改めたり、文章が簡潔すぎるため、そのまま表現しただけでは意味が分かりにくいと思える箇所には、適当な語句を補うことにした。

岡部史信 (おかべ・ふみのぶ) : 1963年、富山県生まれ。創価大学法学部助教授。日本スペイン法研究会会員。日本身体障害者補助犬学会評議員。日本労働法学会会員。日本社会保障法学会会員。

主著・翻訳

「スペインの障害者政策」(障害者政策研究会編『障害者政策の国際比較』明石書店、2002年)
「スペインの懲戒解雇制度の構造と若干の問題点について」(東京経済大学現代法学会『現代法学』第8号、2005年)
「スペインにおける障害をもつ労働者の特別労働関係制度に関する法整備について」(創価大学法学会『創価法学』第34巻第3号、2005年)
『図表でみる世界の障害者政策』(OECD、明石書店、2004年)

アルベルト 松本 (ALBERTO MATSUMOTO) : アルゼンチン日系二世(1962年生まれ)。ブエノスアイレスのサルバドル大学国際関係学部を卒業、1990年に国費留学生として来日(筑波大学では研修生)。横浜国立大学大学院で国際経済法学の修士号を取得、その後、渉外法務等を専門にしている翻訳会社を設立。

行政の相談機関で9年間外国人相談員として活動し、県や市の諮問機関の委員等を歴任。スペイン語情報誌「MUSASHI」を2001年に創刊。法廷通訳(刑事、民事、家事)、放送通訳(NHK-TVEスペイン放送)、スペイン語講師(ISS通訳研修センター、日西翻訳研究塾等)。神奈川大学外国語学部スペイン語学科非常勤講師(実務スペイン語、2006年4月から)。 <http://www.ideamatsu.com> E-mail: jam@ideamatsu.com

出版物:

*1998年2月、「GUIA DE IMPUESTO A LA RENTA 所得税の確定申告実用ガイドブック」西版&伯版を出版

*1998年10月、「RESIDENCIA PERMANENTE Y NATURALIZACION 永住と帰化」西語版を出版

*「アルゼンチンを知るための54章」明石書店 2005年9月発行 07年2月重版

著者: アルベルト 松本 ISBN4-7503-2185-0 <http://www.akashi.co.jp>

*『JAPAN - 旅の指差し会話帳(スペイン語版)』谷本雅世&西村秀人 2006/4

監修: アルベルト 松本 情報センター出版局

凡例

1. 原典 本翻訳の原典は、“CONSTITUCIÓN DE LA REPÚBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA CON EXPOSICIÓN DE MOTIVOS, conforme a la Gaseta Oficial N° 5.453 Extraordinario de fecha 24 de marzo de 2000”, Vadell hermanos Editores, C.A., 2000である。
2. 目次 原典には編・章・節名およびそこに含まれる条数の範囲を抽出した目次が巻末に記載されているが、本翻訳では日本の法令形式に従い、題名の後に掲載した。
3. 条文見出し 原典には条文見出しが付けられていないが、条文の内容を一目で把握する便宜のため、翻訳者が独自にこれを付し、条文番号の後ろに【 】に入れて挿入した。
4. 項番号 原典には項番号が付けられていないが、見易さを図るため、2つ以上の項をもつ条文については、2つめの項から、2、3の数字を付して項数を明らかにした。

ベネズエラ・ボリバル共和国憲法訳者註解

<前文>創設的権力 (sus poderes creadores)

憲法制定権力のこと。ここでは、「el poder constituyente」のような述語が使われていないため、あえてこのように訳出した。

特権 (la inmunidad)

ここでは、例えば、外交特権、議員特権、石油産業の排他的権限などを含め、主権国家としてのすべての特権を意味している。

<第6条>共和国を構成する政治単位の政府 (el gobierno … y de las entidades políticas)

公権力を行使する権限を有する州、市、政府の外郭団体（独立行政法人を含む）、州に設置されている出先機関なども含まれる。

<第10条>1810年4月19日に開始された政変 (la transformación política iniciada el 19 de abril de 1810)

イベリア半島がナポレオン軍に占領された19世紀初頭、スペイン各地に政務評議会が設置され、フランスに対抗した。この評議会に忠誠を誓って、中南米でも元副王領や総督で評議会 (Junta) が設立された。もともと、これはその後、多くの国でスペインからの独立を意識・意図した暫定政権に変質していた。ベネズエラでは、1810年4月19日に、こうした評議会が設立され、約1年後の1811年7月5日にスペインから独立した。

<第13条>ただし、この場合においても、国民主権は、常に不可侵である (En dicho caso quedará siempre a salvo la soberanía nacional)

外国の大使館などが建設されていてもその場所はベネズエラの領地であり、その使用はあくまで一定の限界と範囲を伴うものであるという政治的メッセージを込めてこの一文が挿入されたものと考えられる。

<第16条>政治的区分 (la division política)

現在、ベネズエラは、23の州 (Estado)、首都地区 (Distrito Capital)、311の島からの連邦属領 (Dependencias Federales) で構成されている。なお、主権を主張しているグアヤナ (Guayana)、エセキバ (Esequiba) も含まれている。また、マルガリタ島 (Margarita)、コチェ島 (Coche)、クバグア島 (Cubagua) は1つの州を形成している。

<第18条>カラカス市 (la Ciudad de Caracas)

カラカス市は首都であり、主要行政機関の所在地であるが、非常事態が発生した場合などに、

別と都市にその機能を移転させることもあり得ることから、本条が規定されている。実際に、1920年代から30年代にかけてのゴメス独裁政権の時に、一時的に首都がマラカイに移されている。また、カラカスは首都でありながら、その一部の市はミランダ州に属していて首都地区に含まれていないため、政治的に複雑な側面をもっている。

<第26条>集団的又は拡散的な権利利益 (sus derechos e intereses, incluso los colectivos o difusos)

「集団的な権利利益」とは、その社会、地域住民又は住民層が共有するものであり、「拡散的な権利利益」とは、広く市民としての権利利益、すなわち、その権利などが多数の人によって共有されているという意味のようである。例えば、前者については公害問題が多い地区でその害を阻止、防止することがその共有利益であり、後者については一定の生活水準を維持する権利利益がこれにあたる。

<第27条>アンパロ訴訟 (la acción de amparo constitucional)

憲法が保障している権利を主張するための手段として、この「アンパロ」がある。その裁判は、迅速かつ簡潔な手続によらなければならないということが強調されているが、実際は、他の中南米諸国でも同じく、告訴しても判決までにはかなり時間がかかることが多い。また、一般に「役人泣かせの裁判」とも言われ、なかには不当な訴えまたはあまり根拠のない訴えもある。

<第109条>実験的国立大学 (las universidades nacionales experimentales)

多くの国立大学では（高等教育省のサイトを見る限り50以上の大学）、学術的に新たな試み（カリキュラム、学科等）が行われており、そうした大学を「Universidades nacionales experimentales」というようである。1つの大学でも、ある学部はこの「experimental」に入っているが、そうでない学部はただの国立大学である。要するに、一種の「モデルケース」を試みている大学ということである。その試みがうまくいくと、自治権を獲得することになるようである。

<第167条>地域間格差是正基金 (el Fondo de Compensación Interterritorial)

この基金は、連邦評議会によって運営され、州間や地域間の経済的不均衡・格差を緩和し、バランスの取れた経済開発を目指している。この評議会は、地域や州の経済団体の代表、労働組合、大学の研究者などで構成されているため、一種の諮問機関でもありながら基金の配分と運営も担っている。

<第178条>治安判事による簡易裁判 (la justicia de paz)

中南米諸国では、小規模の市および町、農村地帯ではこうした司法制度があり、裁判所、調停・仲裁場、公証人事務所という3つの役割をもつことが多い。国によって多少その権能が異なるが、ベネズエラでも地方の農村や町ではこうした「簡易裁判」が存在する。都市部の「簡易裁判」は、「el tribunal sumarial」または「el proceso sumarial」と呼ばれる、軽犯罪や急を要する家事事件を担当する裁判所である。

<第203条>権限付与法 (las leyes habilitantes)

ここでいう「権限」とは、大統領が法律に相当する政令を発するための権限のことであり、国会が大統領にこれを付与する。かつては緊急を要する経済事項に対応するために用いられていたが、現在ではすべての分野に適用され、国会のサイト情報によれば、2006年現在でこの憲法に基づいて公布された権利付与法は全部で49のものがある。この多くは、既存の法律を補足、強化するためのものであるということである。